

令和 7 年度 下関港港湾施設定期点検診断業務

特記仕様書

1. 業務概要

本業務は、別紙 1-1～1-6 に示す港湾施設について、一般定期点検診断を実施し、維持管理計画を更新するものである。

2. 実施場所

市内一円（詳細別紙 1-1～1-6 位置図のとおり）

3. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 6 日（月）までとする。

4. 調査用基準

監督職員の指示による。

5. 業務内容

費目・工種・種別・細目	単位	数量
現地調査費		
調査測量準備		
計画準備	式	1
現地調査		
目視調査（1）	m2	64, 817
目視調査（2）	m2	25, 436
成果		
報告書作成	式	1
協議・報告		
事前協議	回	1
最終報告	回	1
計画書更新費		
維持管理計画書更新	式	1
計画準備	式	1
結果の検討	項目	1
報告書作成	式	1
事前協議	回	1
中間報告	回	1
最終報告	回	1

6. 提供資料

当該施設の調査に必要な資料は、発注者が提供する。

7. 業務仕様

7-1 総 則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾編集、(社)日本港湾協会発行「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(最新版)の定めによること。
また、国土交通省港湾局監修、(財)港湾空港総合技術センター発行「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き」(最新版)、国土交通省港湾局監修、(財)沿岸技術研究センター発行「港湾の施設の維持管理技術マニュアル(改訂版)」(最新版)、国土交通省港湾局、「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(最新版)」を参考とすること。
- (2) 管理技術者
受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者であり、業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 照査技術者
受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者であり、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。

7-2 現地調査業務

- (1) 調査測量準備
現地調査業務を行うにあたって事前に業務全体の目的および内容を把握し、調査の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、現地調査実施計画書を作成すること。
- (2) 目視調査(1)
 - 1) 陸上からの踏査を行い、施設全体の目視可能な各部材について劣化・損傷状況などの目視調査を行い、傷状況等を点検、計測および記録を行い、変状図として整理するものとする。その際、車両の通行等を妨げず、安全には十分留意すること。
 - 2) 調査に先立ち詳細な点検方法および内容は、監督職員の承諾を得ること。
 - 3) 調査の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員に報告を行うこと。
- (3) 目視調査(2)
 - 1) 海上から踏査を行い、施設全体の目視可能な各部材について劣化・損傷状況などの目視調査を行い、傷状況等を点検、計測および記録を行い、変状図として整理するものとする。その際、他の通航船舶の通行等を妨げず、安全には十分留意すること。
 - 2) 調査に先立ち詳細な点検方法および内容は、監督職員の承諾を得ること。
 - 3) 調査の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員に報告を行うこと。
 - 4) 門司海上保安部等関係者と事前に調整を行うこと。
- (4) 成果・報告書作成
調査目的、調査内容、調査結果を整理して報告書を作成すること。
- (5) 事前協議
現地調査実施計画書に基づき、監督職員と事前協議を行うこと。
- (6) 最終報告

調査の成果について報告を行うこと。

7-3 維持管理計画書更新業務

(1) 計画準備

業務を行うにあたって事前に業務の目的および内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案するものとする。

(2) 結果の検討

収集された資料および現地等の調査結果を基に対象施設の維持管理計画書作成するための検討を行うものとする。また、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく予防保全への本格転換の加速化や、メンテナンスの生産性向上の加速化、インフラストック適正化の推進等により、持続可能なインフラメンテナンスの実現等の検討も併せて行うものとする。

(3) 報告書作成

業務の成果として作成した資料や記録等の取りまとめを行い、報告書を作成する。また、港湾施設の維持管理情報データベースに登録するデータを作成する。

(4) 協議・報告

事前協議、中間報告、最終報告の3回とする。

7-4 照査

照査技術者により、以下の項目について、照査を行うものとする。

- (1) 調査方針及び調査内容の適切性
- (2) 測定記録と計算結果の整合性
- (3) 測定記録と図面表現の整合性
- (4) 成果物の適切性

8. 報告

8-1 成果物

- (1) 維持管理計画書の作成については、港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第1部 総論、参考資料】、【第2部 作成事例】を参考とすること。
- (2) 業務完成図書の整理方法は、監督職員と協議すること。
- (3) 図面作成は、各施設の標準断面図、平面図を作成すること。

8-2 業務完成図書作成

- (1) 本業務における業務完成図書は電子納品による。

電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、維持管理計画書等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を電子データで作成し納品すること。なお、電子化の対象書類および書面における署名又は押印の取り扱いについては、監督職員と協議のうえ決定すること。

- (2) 「業務完成図書」は、電子データを電子媒体（CD-R）で1部提出すること。
- (3) 「紙」による報告書は製本2部を提出とすること。

なお、報告書製本の体裁はA 4 判とし、図面はA 3 判折込を標準とすること。

- (4) 特記仕様書および点検作業に必要と思われる図面の電子データは発注者が提供すること。

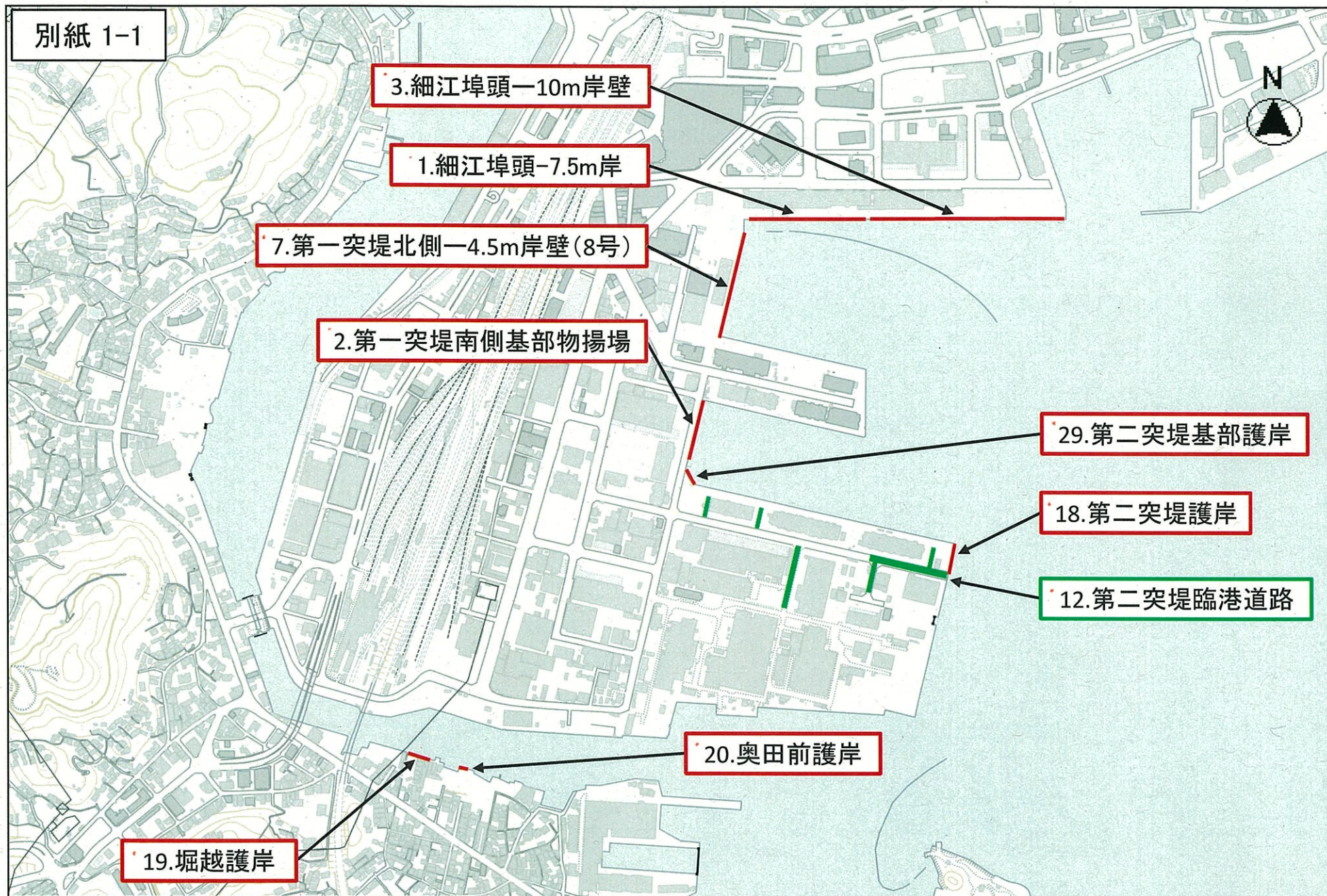
9. 検 査

- (1) 本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

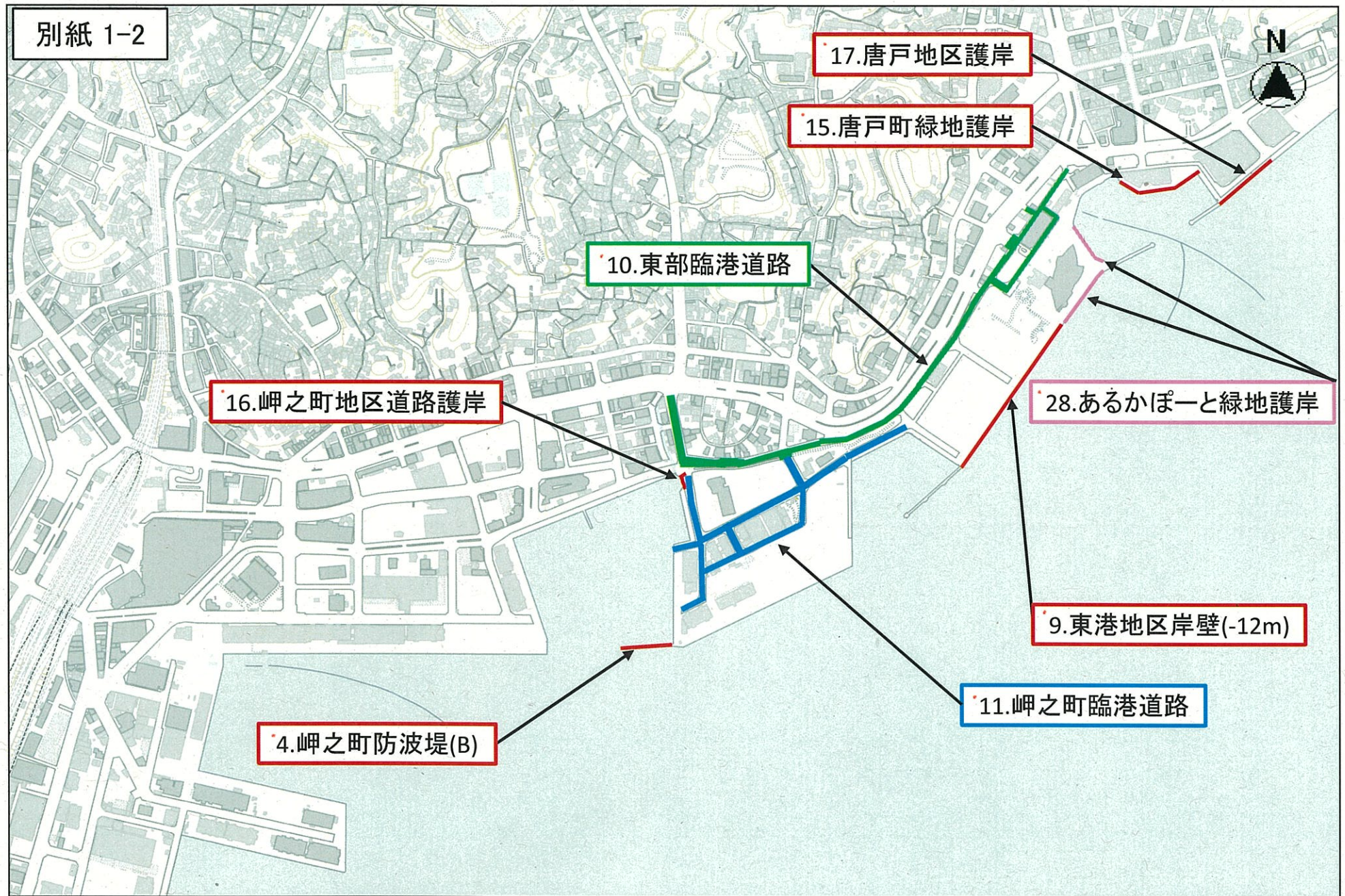
10. その他

- (1) 安全確保は、関係機関と密接な連絡を保つとともに、万全の措置を講じなければならない。
- (2) 業務委託の受注者は、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACIC へ登録するとともに、JACIC 発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。
- (3) 本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- (4) 別紙2 特記仕様書（環境編簡易）、別紙3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を遵守すること。

別紙 1-1



別紙 1-2



別紙 1-3

6.西山防波堤

27.西山護岸A

25.西山道路護岸

5.西山けい船杭(-10m)

24.荒田埠頭C護岸

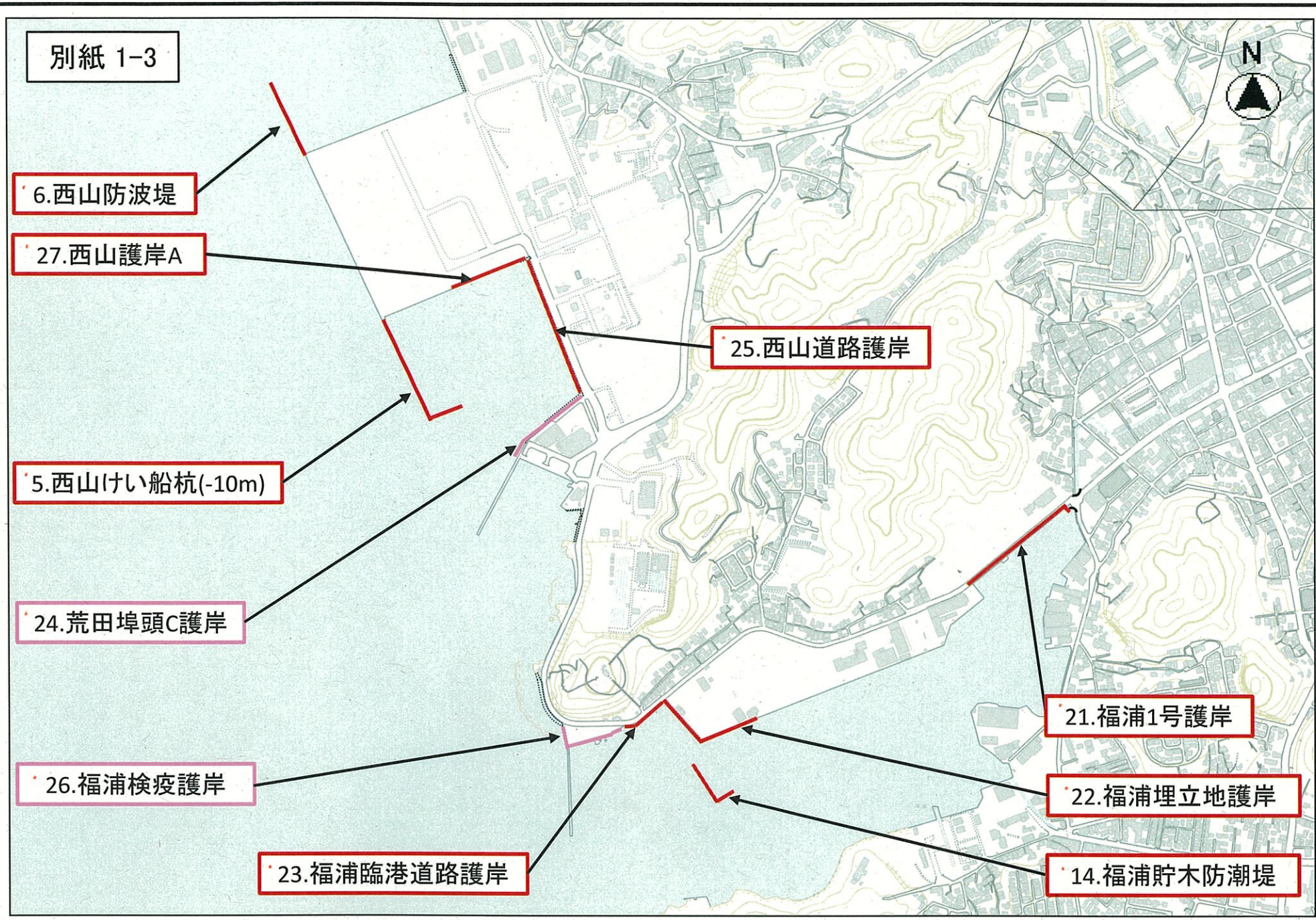
26.福浦検疫護岸

23.福浦臨港道路護岸

21.福浦1号護岸

22.福浦埋立地護岸

14.福浦貯木防潮堤

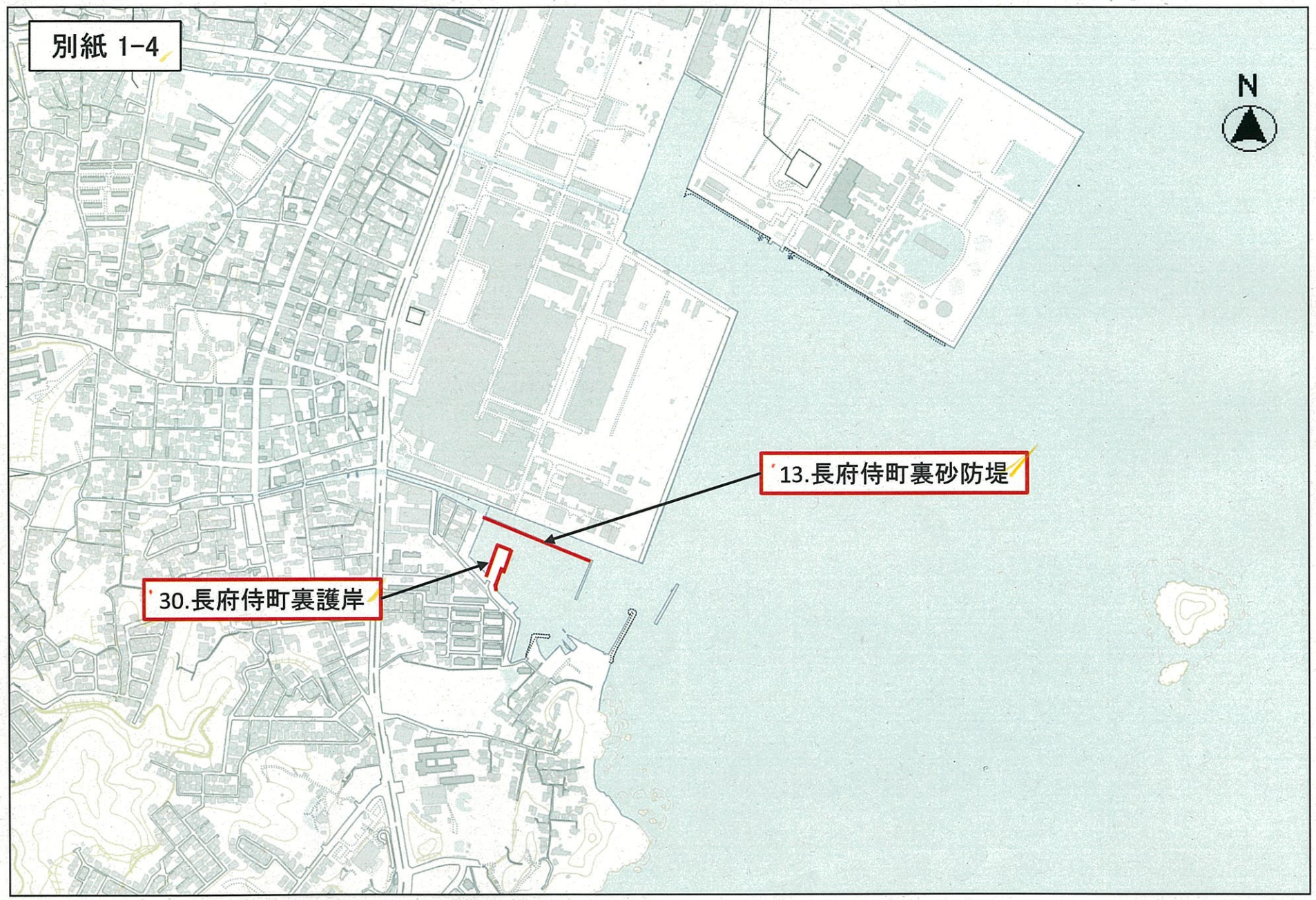


別紙 1-4



13.長府侍町裏砂防堤

30.長府侍町裏護岸

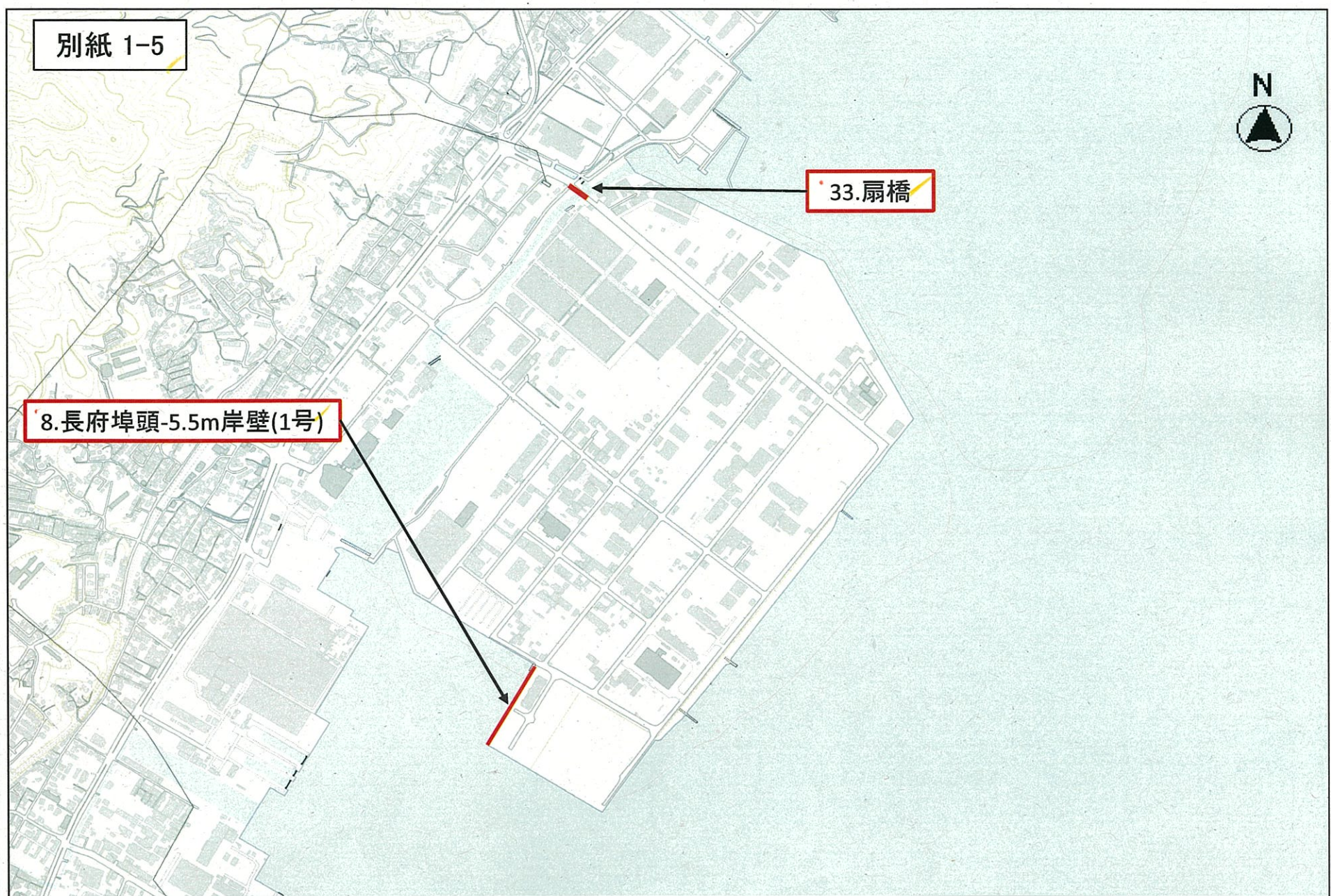


別紙 1-5



33. 扇橋

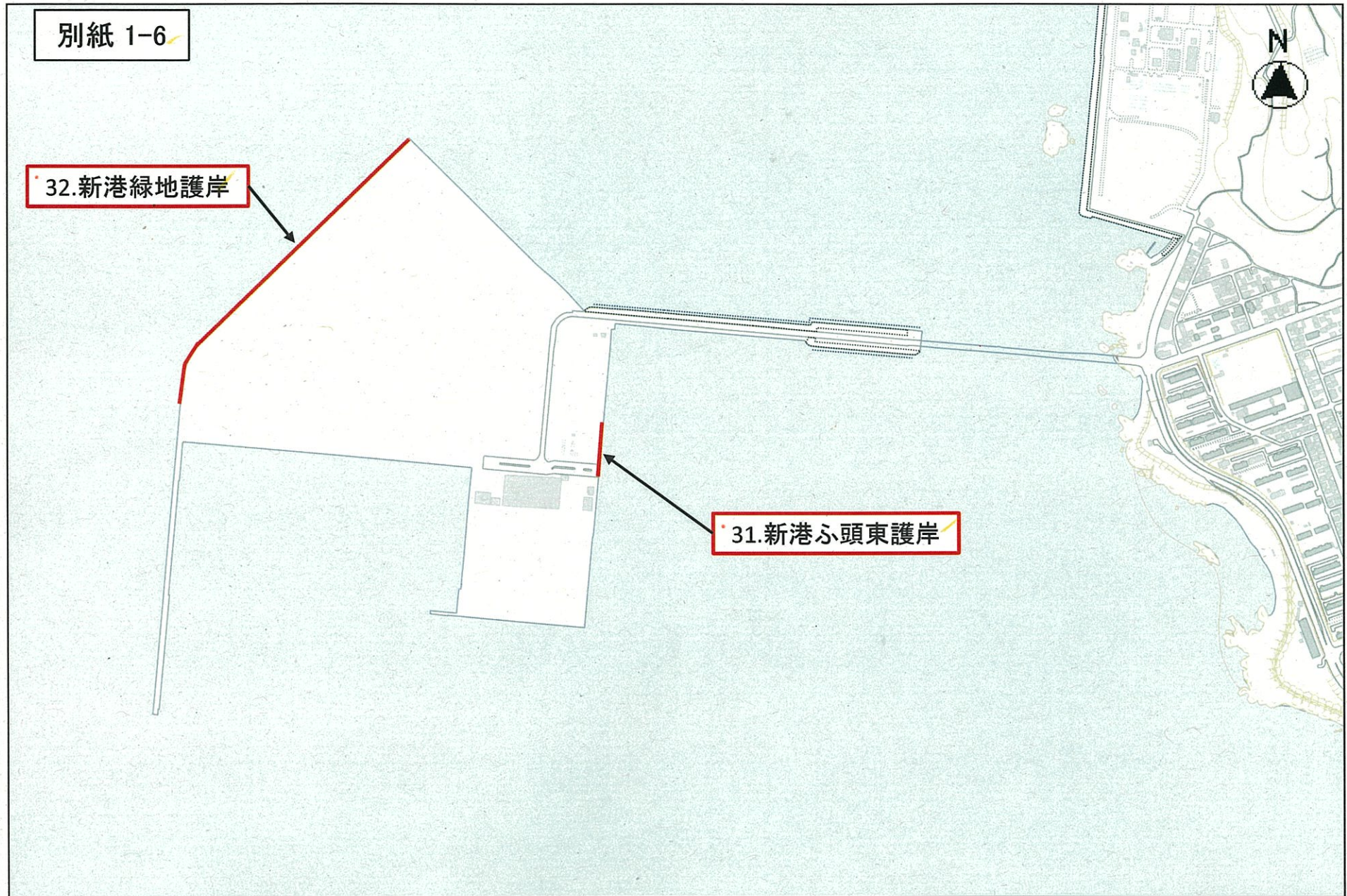
8. 長府埠頭-5.5m岸壁(1号)



別紙 1-6

32.新港緑地護岸

31.新港ふ頭東護岸



特記仕様書（環境編簡易）

市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。